

UBS 公益・金融社債ファンド(為替ヘッジあり) 愛称:わかば

追加型投信/内外/債券



第11期決算のお知らせ

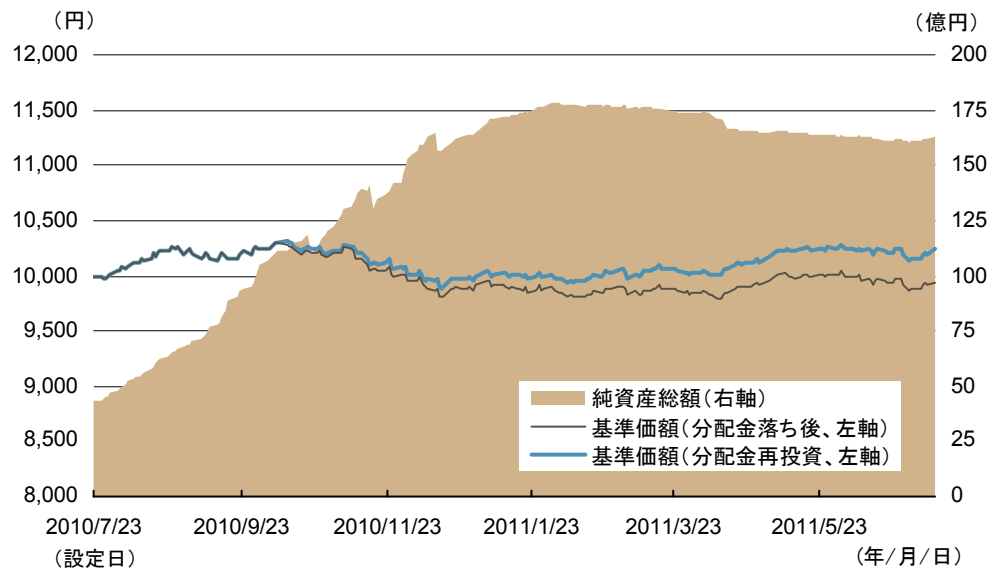
『UBS公益・金融社債ファンド(為替ヘッジあり)愛称:わかば』は、2011年7月11日(金)に第11期決算を迎えました。当期につきましては、下記のとおり収益分配金をお支払いすることに決定しましたので、お知らせいたします。

■第11期:2011年6月11日～2011年7月11日

第11期分配金 (1万口当たり、課税前)	設定来分配金 累計	第11期末基準価額 (分配金落ち後)
30円	300円	9,945円

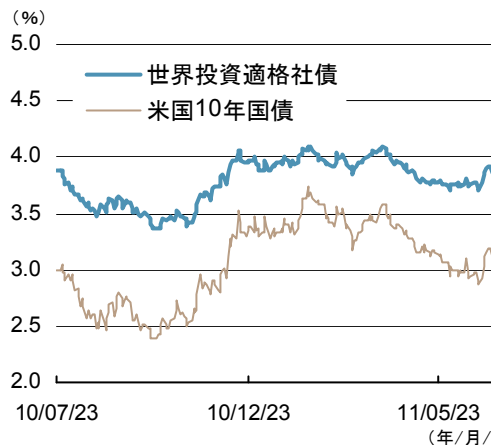
「わかば」設定来の基準価額と純資産総額の推移

(2010年7月23日～2011年7月11日)



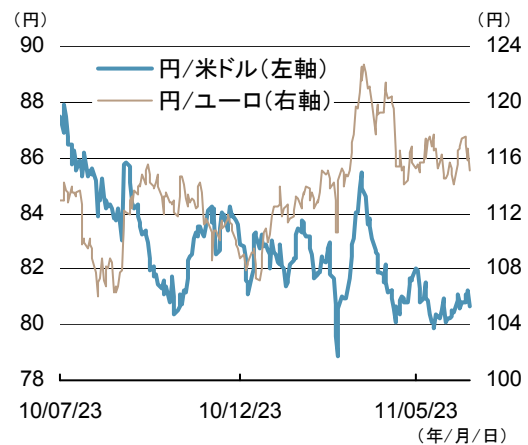
【ご参考】債券利回りの推移

(2010年7月23日～2011年7月8日)



【ご参考】為替の推移

(2010年7月23日～2011年7月8日)



基準価額(分配金再投資)は、ファンドの分配金(1万口当たり、課税前)でファンドを買付けた(再投資した場合)、信託報酬控除後の価額です。上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 出所: バークレイズ・キャピタル、ブルームバーグのデータを基に当社作成 世界投資適格社債はバークレイズ・キャピタル・グローバル総合社債インデックス 米国10年国債はブルームバーグ・ジェネリック

ファンドの特色

1. 日本を含む世界の投資適格の「公益・金融」企業の発行する社債を、実質的な投資対象とします。
2. 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
3. 毎月の安定分配を目指します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行いますので、実質組入債券の価格の下落や当該債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

1. 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

・金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われなかったこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

2. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

3. 為替変動リスク

組入資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

なお、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行なうことがあります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該他通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。

その他の留意点

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ [分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- ・ 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ (詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

設定日	2010年7月23日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないこともあります。 ※「自動けいぞく投資コース」の場合は、原則として、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。
買付・換金申込	原則として、販売会社の営業日に受付けます。ただし、次のいずれかの休業日と同日の場合には、お買付およびご換金のお申込の受付は行いません。・ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行
買付単位	1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
買付価額	買付申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額
換金単位	1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。
換金代金の支払日	原則としてご換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の譲渡益に対して原則として課税されます。なお、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

ファンドの費用 (詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

当ファンドのご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■直接ご負担いただく費用

買付手数料	お買付申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%(税抜2.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※「自動けいぞく投資コース」において収益分配を再投資する場合は、無手数料とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額

■間接的にご負担いただく費用

信託報酬	純資産総額に年1.1025%(税抜1.05%)の率を乗じて得た額
その他の費用	監査報酬、受益権の管理事務費用、法定書類関係(作成、印刷、交付等)費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.1%(税込)を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。その他に、有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等を信託財産より間接的にご負担いただきますが、これらの費用は信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

お客様に直接および間接的にご負担いただく費用の合計額は保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

販売会社

商号等	加入協会			
	日本証券業協会	社団法人日本証券投資顧問業協会	社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○	○	
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○		
京葉銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第56号	○		
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号	○	○	

【運用・設定】

UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

加入協会: 日本証券業協会、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会

© UBS 2011. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。

本資料は、UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社によって作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。お買付のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でお買付いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見、予測等は本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。